

# 介護保険 住宅改修費の支給について

令和6年7月

## ★住宅改修費支給の申請の流れ

### ①事前申請

以下の書類を工事着工前に提出してください。

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
  - ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
  - ③工事箇所の内訳が記載された見積書 もしくは 工事内訳書
  - ④施工前の現場写真(日付入りのもの)
  - ⑤施工箇所が記載された平面図
- ※委任状(被保険者と改修費振込先口座名義人が異なる場合)  
※介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書(受領委任払いを利用する場合)

### ②事前審査

※必要に応じて、現地確認を行います。その場合、着工承認まで日数を要します。

### ③着工承認

着工承認通知書を、被保険者本人に送付します。

### ④工事着工

必ず着工承認後に工事着工してください。

### ⑤本申請

工事完了後、以下の書類を提出してください。

- ①領収書
- ②請求書など工事内訳が分かる書類  
(事前申請時と内容に変更がない場合、提出不要)
- ③施工後の現地写真(日付が入っているもの)

### ⑥支給

支払日は、本申請受付月の2か月後の月末となります。

## ★受領委任払いの利用について

介護保険住宅改修費の支給は、原則、償還払いとなっていますが、低所得の方への負担軽減として、受領委任払いの取扱いを行っています。

以下3つの要件を満たす方については、受領委任払いの取扱いが可能です。受領委任払いを利用する場合は、事前申請時に、「介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書」を提出してください。

### 受領委任払いの取扱い条件

- ①介護保険料の滞納による保険給付の制限の措置を受けていないこと
- ②世帯全員が市民税非課税であること
- ③受領委任払いについて施工業者の同意を得ていること。  
(受領委任払承認申請書の同意欄に、施工業者が記名していること。)

受領委任払いの場合も、償還払いと同様、本申請受付から2か月後の月末に、施工業者の指定した口座へ住宅改修費を支給します。

また、受領委任払いの取扱いが可能な施工業者は、小野市と合意書を交わしている業者に限られます。受領委任払いの取扱いを検討する場合は、取扱いが可能な施工業者であるかの確認をお願いします。

## ★住宅改修費の理由書の作成について

「住宅改修が必要な理由書」は、原則、介護支援専門員が作成してください。

ただし、被保険者に担当の介護支援専門員がついておらず、かつ住宅改修のみを行う場合に限り、商工会議所の認定する「福祉住環境コーディネーター」2級以上の資格保有者による作成も認めます。

	ケアマネ	福祉住環境コーディネーター2級以上
担当ケアマネがいる	○	×
担当ケアマネがいない	○	○